

# 特別支援教育の推進

令和5年8月

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課

# 目 次

## 特別支援教育の推進

令和5年度特別支援教育課施策体系表 .....	3
-------------------------	---

<b>1</b> 県における特別支援教育の現状	4
-------------------------	---

---

<b>2</b> 兵庫県における特別支援教育の推進	7
---------------------------	---

---

連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携） .....	8
------------------------------------	---

Ⅰ 特別支援教育における指導の充実 .....	8
-------------------------	---

Ⅱ すべての教職員の学びの継続による専門性の向上 .....	21
--------------------------------	----

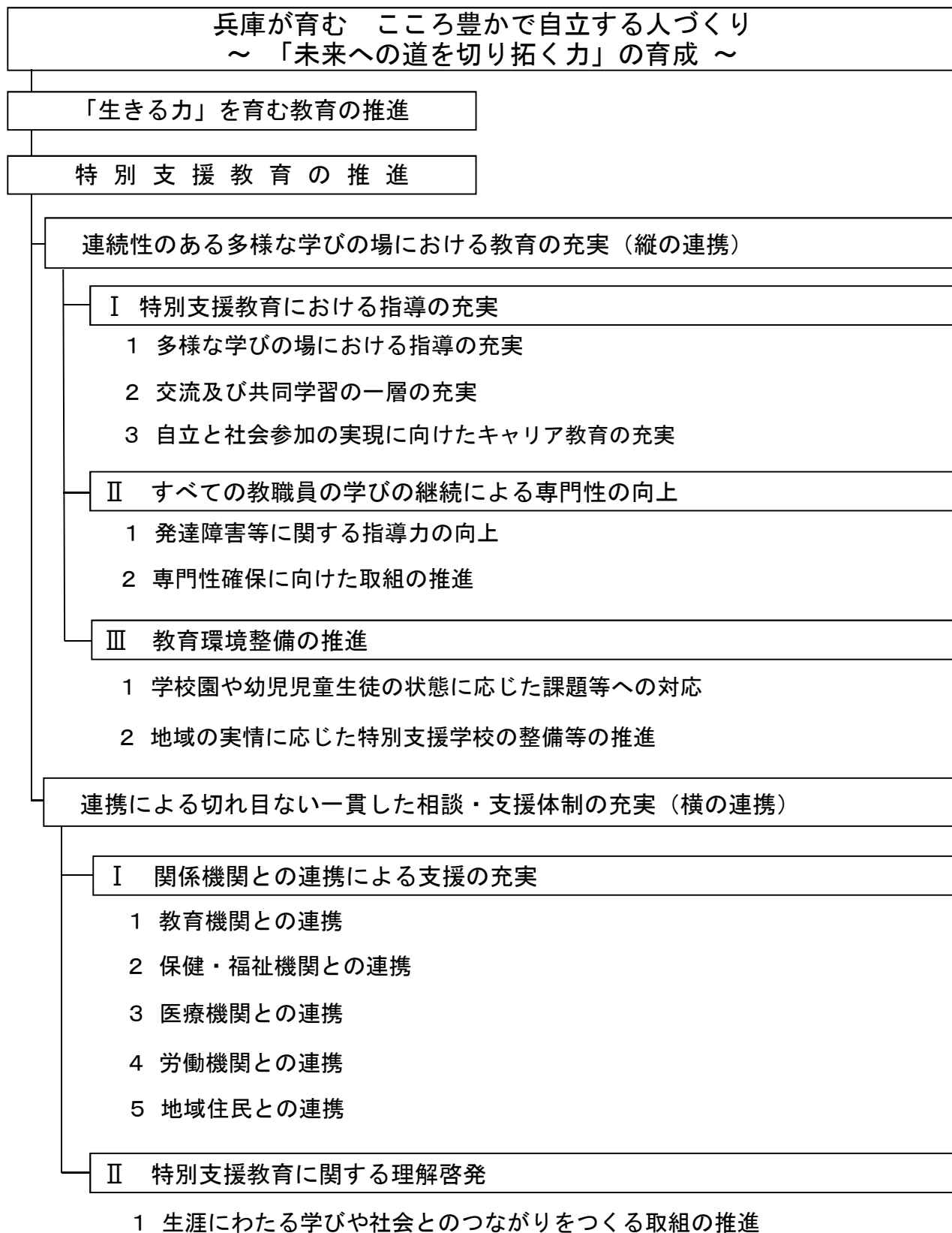
Ⅲ 教育環境整備の推進 .....	25
-------------------	----

連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携） ..	29
-----------------------------------	----

Ⅰ 関係機関との連携による支援の充実 .....	29
--------------------------	----

Ⅱ 特別支援教育に関する理解啓発 .....	34
------------------------	----

# 令和5年度 特別支援教育課 施策体系表



# 1 県における特別支援教育の現状

## 1 特別支援教育の学びの場

学びの場	概要 (規定される関係法令等)	校種				障害種別								
		幼	小	中	高	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	言語	情緒	自閉症	L/D等
特別支援学校	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害がある幼児児童生徒に、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害の実態に応じ自立活動等を行う(学校教育法第72条)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
特別支援学級	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われるが、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程も編成できる(学校教育法第81条)	-	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	-	
通級による指導	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の教育課程による特別の場(通級指導教室など)で教育を受ける教育の形態(学校教育法施行規則第140条及び第141条)	-	○	○	○	△	○	-	△	△	○	○	○	
通常の学級	※発達障害等、特別な教育的ニーズのある児童生徒が通常の学級に在籍(8.8%(小・中学校)、2.2%(高校)程度の在籍率)	○	○	○	○					○				

注 「△」は、設置可能だが県内の設置なし 「-」は、設置不可

## 2 学校(学級、教室)数、児童生徒数(神戸市含む)

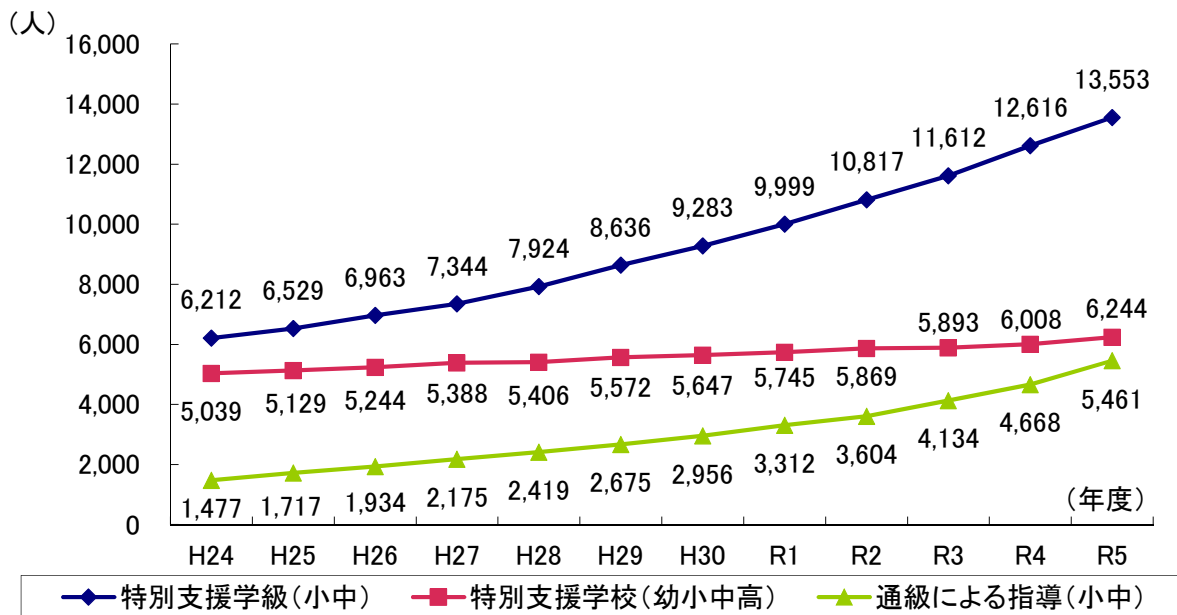
令和5年5月1日現在

区分	学校(学級・教室)数合計		障害種別								児童生徒数		
			視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	言語	情緒	自閉症		L/D等	
特別支援学校	国	1校			1							50	
	県	28校	1	5	24	4	2					4,411	
	市	19校	1		9	14	2					1,833	
	計	48校	2	5	34	18	4					6,294	
特別支援学級	小学校	2,178学級	14	45	876	180	43			1,020		10,090	
	中学校	863学級	11	27	343	65	22			395		3,463	
	計	3,041学級	25	72	1,219	245	65			1,415		13,553	
通級による指導	小学校	312教室		50					266	219	1,106	2,347	3,988
	中学校	107教室						3	111	377	765	1,256	
	高等学校	43教室							13	82	81	176	
	県立聴覚	6教室		41								41	
	計	468教室		91					269	343	1,565	3,193	5,461

注 特別支援学校数合計は、複数障害の併置校があるため、障害種別の合計とは一致しない。

### 3 児童生徒数の推移

(国立除く、各年度5月1日現在 ※「通級による指導」は、R2より高校を追加)



4 障害種別ごとの特別支援学校設置状況

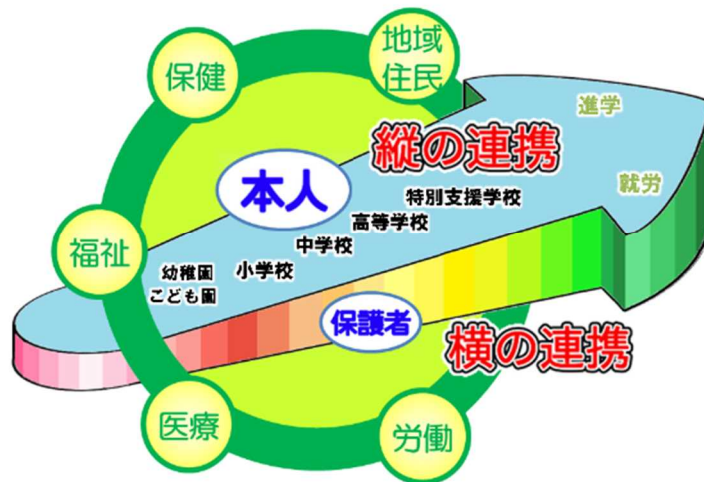
設置者	学校名	設置学部						障害種別					備考	
		保育相談部	幼稚園部	小学部	中学部	高等部 普通科	高等部 専門学科	専攻科	視覚	聴覚	知的	肢体		病弱
県	視覚		○	○	○	○	○	○	○					
	神戸聴覚	○	○	○	○	○	○	○		○				
	のじぎく		※	○	○	○					○	○	○	※幼稚園は肢体のみ
	神戸			○	○	○					○	○		
	西神戸高等						○				○			
	こぼと聴覚	○	○							○				
	阪神			○	○	○					○			
	こやの里			○	○	○					○			
	芦屋			○	○	○					○			
	阪神昆陽						○				○			
	むこがわ			○	○						○			
	上野ヶ原			○	○	○					○		○	
	氷上			○	○	○					○			
	高等						○				○			
	いなみ野			○	○	○					○			
	北はりま			○	○	○					○			
	東はりま			○	○	○					○			
	姫路聴覚	○	○	○	○	○	○	○		○				
	播磨					※	○				○	○		※普通科は肢体のみ
	姫路			○	○	○					○			
	赤穂			○	○	○					○			
	西はりま			○	○	○					○			
	姫路しらさぎ			○	○	○					○			
	豊岡聴覚		※	○	○					○	○			※幼稚園は聴覚のみ
	出石			○	○	○					○			
	(みかた校)			○	○	○					○			
	和田山			○	○	○					○	○		
あわじ		※	○	○	○				○	○			※幼稚園は聴覚のみ	
国	神大附属			○	○	○				○				
市	盲		○	○	○	○	○	○						
	友生		※	○	○	○					○	○	○	※幼稚園は肢体のみ
	青陽灘高等					○				○				
	灘さくら			○	○	※				○	○		※高等部は肢体のみ	
	青陽須磨			○	○	○				○	○			
	いぶき明生		※	○	○	○				○	○		※幼稚園は肢体のみ	
	あまよう			○	○	○					○			
	西宮			○	○	○					○			
	伊丹			○	○	○					○			
	宝塚			○	○	○					○			
	川西			○	○	○					○			
	(三田)ひまわり			○	○	○					○			
	明石			○	○	○					○			
	加古川		※	○	○	○					○		※幼稚園は肢体のみ	
	三木			○	○						○			
	小野			○	○						○			
	加西			○	○	○					○			
書写			○	○	※						○	○	※高等部は肢体のみ	
篠山		※	○	○	○					○	○		※幼稚園は肢体のみ	

## 2 兵庫県における特別支援教育の推進

「兵庫県特別支援教育第三次推進計画（平成31～令和5年度）」に基づき、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図る。

### 取組の方向性

- 1 連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）  
～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～
- 2 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）  
～早期から卒業後へ支えつなぐ特別支援教育～



### 新 次期特別支援教育推進計画の策定

1,000千円

「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」（R5年度末で終了）の取組を評価検証し、次期計画を策定するための検討委員会を設置するとともに、通学支援部会を設置し、長時間通学の改善・解消に向けたスクールバスの運行方法を検討する。

#### ① 次期特別支援教育推進計画検討委員会の設置・開催

- 検討内容 計画の評価検証、今後の特別支援教育の在り方
- 構成員 学識経験者、行政関係者、教育関係者、保護者
- 開催回数 4回（6/19、7/25、10月、11月）

#### ② 通学支援部会の設置・開催

- 検証内容 スクールバスの運行基準等に係る他府県調査  
学校・保護者へのアンケートの実施、コース検討 等
- 構成員 保護者代表、バス会社関係、医療関係、介助員関係 等
- 開催回数 3回（6/12、7/28、9月）

## 連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）

### I 特別支援教育における指導の充実

多様な学びの場における指導を充実させるため、個別の教育的ニーズに応じた指導の改善を進めるとともに、障害のある児童生徒等が地域の一員として豊かに生活することができるよう、障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の充実を図る。

また、特別支援学校においては、企業等との連携のもと、自立と社会参加に向けて必要な資質・能力を身に付けられるよう、キャリア教育を一層推進する。

#### 1 多様な学びの場における指導の充実

##### (1) チームで取り組む校内外支援体制の充実

各学校において組織的な対応が図られるよう、管理職研修及び教職員研修等を通じて、校内外支援委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、特別支援教育に係る校内外支援体制の機能充実を図る。

##### (2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用と引継ぎの推進

###### ① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用

学習指導要領等に基づき、特別支援学級や通級による指導を受けるすべての児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する。

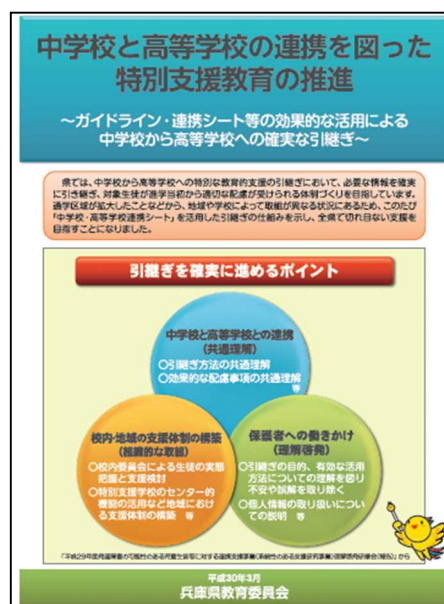
通級による指導を受けていない、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒については、必要に応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用する。

県立特別支援学校は令和5年度から県で定めた共通様式を使用する。

###### ② 個別の教育支援計画や個別の指導計画等の引継ぎの推進

日々の教育活動における指導・支援の一層の充実や、進級や進学にあたって適切な引継ぎを進める。

特に、高等学校への引継ぎについては、地域や学校によりその取組が異なることから、ガイドラインや「中・高連携シート」を活用し、全県で切れ目ない支援を推進する。



中学校と高等学校の引継ぎ  
リーフレット (H30.3)



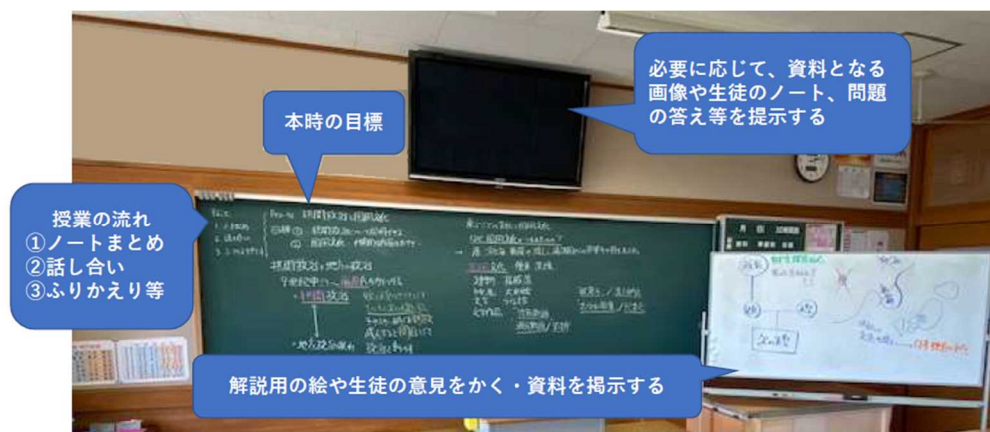
○ 支援情報の引継ぎの状況（R4年度卒業生）

- ・対象生徒が在学する中学校のうち、進路先に引継ぎを行った学校数 308/310校(99% R3年度卒業生から14校増)
- ・特別な支援の引継ぎが必要であった生徒のうち、引継ぎを行った生徒数 1,490/1,575人(94% R3年度卒業生から182人増)

(3) 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校における指導の充実

① ユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業づくり研修の実施

すべての児童生徒にわかりやすい授業を実施するため、県立特別支援教育センターで実践研修等を実施するとともに、各校における取組を推進する。



ユニバーサルデザインの視点を踏まえた教室環境の整備

② 学校生活支援教員（LD、ADHD等通級指導担当教員）の配置

LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等により支援を必要とする小・中学校児童生徒の安定した学校生活や集団生活を支援するため、支援地域拠点校(市町単位)に「学校生活支援教員」を配置し、「通級による指導」の充実など支援体制を整備する。

○ 配置人数 315人（神戸市除く）

○ 内 容

- ・児童生徒の教育的ニーズに応じた多様な支援
- ・支援地域内の小・中学校への通級指導または巡回による指導
- ・「ひょうご学習障害相談室」など関係機関との連携による地域支援体制の整備

○ 配置人数の推移

(単位：人)

区 分	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
小 学 校	91	107	115	150	221
中 学 校	60	65	67	76	94
合 計	151	172	182	226	315

※ H29～R8年度で対象児童生徒13人に対して1人の教員とする基礎定数化

③ 高等学校における通級指導に係る実践研究事業の実施 7,470千円(国庫)

LD、ADHD等で、学習上や生活上のつまずきのある生徒を支援するため、「通級による指導」を行う拠点校に加配教員を配置し、ニーズに応じて巡回による指導を行うことで、どの学校に進学しても希望すれば通級による指導を受けられるよう体制を整備する。

ア 研究校の指定

○ 拠点校（通級担当教員配置校21校、配置数24人）及び協力校

学区	拠点校（高等学校）	協力校（特別支援学校）
第1学区	東灘	芦屋
	神戸鈴蘭台	神戸
	淡路	あわじ
	湊川	神戸
第2学区	宝塚西	こやの里
	有馬	上野ヶ原
	篠山産業	高等
	氷上西	氷上
	西宮香風	芦屋
第3学区	阪神昆陽	阪神昆陽
	播磨南	東はりま
	(新)多可	北はりま
第4学区	西脇北	北はりま
	(新)千種	西はりま
	太子	播磨
	相生産業	赤穂
第5学区	姫路北	姫路
	豊岡総合	豊岡聴覚
	村岡	出石みかた校
	但馬農業	出石
	和田山	和田山

○ 巡回による指導を行う学校（18校）

学区	巡回校（高等学校）	拠点校（教員を派遣）
第1学区	(新)北須磨	神戸鈴蘭台
	国際	西宮香風
	芦屋国際中等	西宮香風
第2学区	宝塚	宝塚西
	(新)宝塚東	宝塚西
	西宮甲山	西宮香風
	尼崎工業	阪神昆陽
第3学区	(新)神崎工業	阪神昆陽
	(新)明石清水	播磨南
	(新)農業(定)	播磨南
第4学区	三木北	西脇北
	伊和	千種
第5学区	(新)赤穂	相生産業
	豊岡(定)	豊岡総合
	(新)出石	豊岡総合
	浜坂	村岡
	香住	村岡
	(新)生野	和田山

## ○ 内 容

- ・通級による指導への柔軟な対応や個に応じた指導、特別の教育課程等の研究
  - ・通級指導運営協議会の開催（年3回）
  - ・地域の小・中学校との合同研究会（年2回）
  - ・通級指導地域連携協議会の開催（年3回）
  - ・「但馬モデル<sup>※</sup>」を参考にした、近隣の高等学校への理解啓発 等
- ※但馬モデル：令和4年度に但馬地区において構築したモデル。但馬地区を4つのエリアに区切り、4つの拠点校が各エリア内の学校をサポートし、どの高等学校においても希望すれば通級による指導を受けられる体制を整備

## ○拠点校・巡回校(高校)と協力校(特別支援学校)の推移 (単位:校)

区 分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
拠点校	9	12	14	17	20	21
巡回校	—	—	1	3	10	18
協力校	9	12	14	15	18	18

※ R3以降、特別支援学校によっては、複数の拠点校との協力校を兼ねる

## イ 研究協議会の開催

実践事例発表、指導方法や実施上の課題についての協議を通して、卒業後を見据えた指導の充実や通級による指導の普及を図る。

- 対 象 県立学校特別支援教育コーディネーター、教育事務所担当者 等
- 日 程 令和5年10月30日（月）
- 会 場 兵庫県民会館 けんみんホール
- 内 容
  - ・実践事例の発表
  - ・卒業生、保護者、通級指導担当教員、関係機関等とのパネルディスカッション 等



但馬の高校生に向けて（学习上又は生活上の困難のある高校生のための手引き）

④ **新** 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究事業  
2,881千円(国庫)

障害のある児童生徒の将来の職業生活において求められる資質能力の向上に資するため、ICT活用における企業との連携を通して効果的な指導方法等の調査研究を実施する。

ア 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する検討会議の開催

- 構成 13人（学識経験者、就労・行政・学校関係者、保護者等）
- 回数 年3回（7/21、9月、1月）
- 内容 遠隔システムを活用した就労支援や効果的な指導の在り方 等

イ 研究協力校における取組

- 研究協力校 県立氷上特別支援学校、県立播磨特別支援学校、  
県立和田山特別支援学校
- 内容 ・生徒の在宅ワークに関する「しごと体験会」、職場体験実習  
・在宅ワークに関する教員研修  
・障害者理解啓発ポスター作成  
・兵庫県特別支援学校技能検定パソコン部門の評価・検証



企業等と連携した在宅ワークに関する「しごと体験会」（和田山）

ウ 研究発表会（キャリア教育・就労支援等研究協議会・キャリア教育甲子園）の実施

- 日程 令和5年12月
- 会場 研究協力校のうち1校
- 内容 プレゼンテーションソフトを活用し、生徒が学習活動で経験して成長したことや、将来の夢、目標などを発表

## ⑤ ICTを活用した効果的な指導・支援の充実

各学校において、児童生徒の障害による困難の改善・克服するための「個別最適な学び」や、他の児童生徒と共に学ぶ「協働的な学び」の充実に取り組む。

### ア 障害種別に応じた指導・支援

#### ○ 視覚障害のある児童生徒への指導・支援

- ・視覚支援に係る情報機器（拡大読書機器・点字プリンター等）の活用
- ・アクセシビリティに関する、文字反転・読み上げ機能等の活用

#### ○ 聴覚障害のある児童生徒への指導・支援

- ・音声を文字化する「音声認識ソフト」の活用

#### ○ 肢体不自由のある児童生徒への支援

- ・視線で文字選択・入力し、意思伝達を図る「視線入力装置」の活用

#### ○ 知的障害等のある児童生徒への支援

- ・マウス操作が難しい場合の「ボタンマウス」等の入出力支援装置の活用

### イ 遠隔システムを活用した取組

- 授業配信、授業参観、通級による指導
- 保護者懇談、教育相談
- 外部専門家の活用による教職員研修



研修会での視線入力装置の体験

### ウ ICT教材アプリ、ICT活用に関する支援ツールを用いた指導・支援

- 学習者用デジタル教科書、デジタル教材、デイジー教科書の活用
- 「ひょうご つながる e-book」の作成（R4）と活用



「学びたい」

- 自立活動の基礎的内容、指導内容・具体例
- 特別支援教育におけるICT活用参考データ（国・県の研修、研修動画、教員長期派遣研修）

「相談したい」



- 障害種別に応じたICT支援機器
- 自立活動の実態把握に関するチェックリスト
- ICT活用に関する参考となる資料・マニュアル



「使いたい」

- 兵庫県内の「支援マップ」
- 自立活動・ICTに関する関係機関

「調査研究」



- 「ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方」調査研究事業（文部科学省委託事業）の実践事例、研修会配布資料

ひょうご つながる e-book（ポータルサイト）

『ひょうご つながる e-book』のアクセスは、こちら

URL <https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/sho-bo/NC3/>

QRコード



## 2 交流及び共同学習の一層の充実

### (1) 心のバリアフリー推進事業

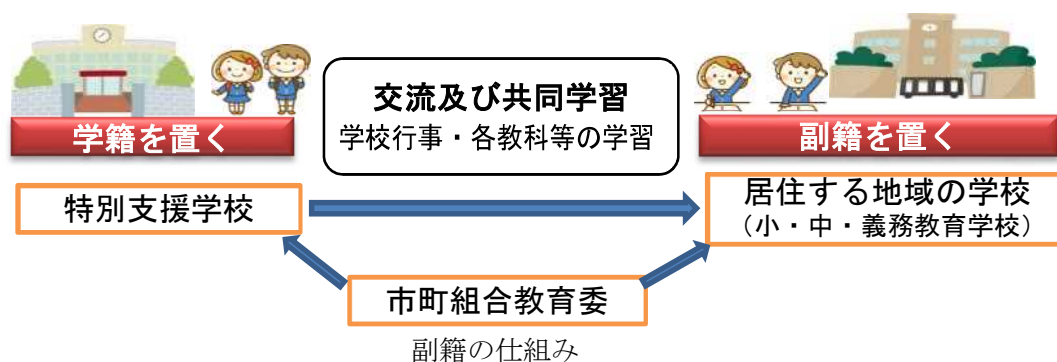
6,367千円

特別支援学校児童生徒の自立と社会参加に向け、地域社会の一員として生きる力を育むため、交流や体験活動を実施する。

#### ① 副籍を生かした居住地校交流の実施

特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が、居住する地域の学校に副籍を置き、居住地校交流を実施することで、居住する地域との結びつきを強め、交流及び共同学習を継続的に推進する。

- 内 容
  - ・副籍の導入に係る理解啓発
  - ・副籍の導入運営協議会（教育相談等連絡協議会と兼ねる）
  - ・ガイドライン等を活用し、R5年度から全県で実施



#### ② 交流及び共同学習の実施

##### ア 特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習

障害のある生徒と障害のない生徒との相互理解を促進し、地域社会の一員として生きる力を共に育むため、県立高等学校と県立特別支援学校の交流及び共同学習を計画的・継続的に実施する。

##### ○ 実施校（特別支援学校及び高等学校 各20校）

No.	特別支援学校	高等学校(ペア校)	No.	特別支援学校	高等学校(ペア校)
1	視覚	舞子	15	赤穂	赤穂
2	神戸聴覚	神戸高塚	16	西はりま	龍野北
3	のじぎく	三木北	17	姫路しらさぎ	姫路商業
4	神戸	神戸甲北	18	出石	但馬農業
5	阪神	武庫荘総合	19	和田山	生野
6	こやの里	猪名川	20	あわじ	洲本
7	芦屋	西宮			
8	上野ヶ原	三田祥雲館			
9	氷上	氷上			
10	いなみ野	農業			
11	北はりま	多可			
12	東はりま	播磨南			
13	姫路聴覚	姫路工業			
14	姫路	姫路別所			



交流及び共同学習「総合英語」  
(芦屋と県立西宮高校)

## イ 近隣校、居住地校、地域等との交流活動



小学校との学校間交流（あわじ）



PTA 交流会・研修会（和田山）

### ③ 交流及び共同学習に係る協議会の開催

#### ア 交流及び共同学習運営協議会の開催

- 対 象 県立特別支援学校28校
- 実 施 日 令和5年5月31日（水）
- 内 容 交流の側面を保ちつつ、教科学習等のねらいの達成に向けた学習内容の工夫 等

#### イ 交流及び共同学習研究協議会の開催

- 対 象 県立特別支援学校及び高等学校 等
- 日 程 令和5年11月
- 内 容 共生社会の実現をめざした交流及び共同学習 等

### ④ 体験活動の実施

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の自立と社会参加を支援するため、地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動を実施する。

#### ア 地域等との交流活動

- 対 象 県立特別支援学校28校
- 参 加 者 特別支援学校の幼児児童生徒、近隣の学校園の幼児児童生徒、保護者、地域住民
- 内 容 近隣の学校や福祉施設、地域社会等との幅広い多様な交流活動を実施する。
  - （例）・地域とのふれあい交流会（クリスマス会、文化祭等）を通じた地域住民等との交流
  - ・地域の清掃活動
  - ・高齢者施設訪問 等

## イ 自然体験活動

- 対 象 公立特別支援学校の原則小学部高学年及び中学部の児童生徒
- 期 間 1泊2日～日帰り等
- 内 容 自然散策、乗馬体験、レクリエーション、キャンプファイヤー、天体観測 等



カヌー体験（篠山）



野外活動（播磨）

## （2）高等学校への特別支援学校分教室の設置

### ① 特別支援学校分教室の設置

交流及び共同学習の教育実践成果を踏まえ、教育効果を一層高める交流及び共同学習を実施するため、施設（教室）の確保、教育課程編成上の工夫等環境の整った高等学校に、特別支援学校分教室を設置する。

#### ○ 設 置 校

設置高等学校	分教室の本校	設置年度
姫路別所	姫路	H23
猪名川	こやの里	H26
武庫荘総合	阪神	H27

#### ○ 取 組

- ・ 授業で共に学習  
情報「プログラミング講座」、総合的な探究の時間 等
- ・ 学校行事等を合同で実施  
交流文化祭、交流体育祭、マラソン大会 等



2年生交流授業「認知症サポーター養成講座」  
（こやの里と猪名川高校）



1年生「共同情報」の授業でのカルタ大会  
（姫路と姫路別所高校）



### 3 自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育の充実

幼児児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自立と社会参加の実現に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるキャリア教育の充実に取り組む。

#### (1) 職業教育の推進

卒業後の社会生活や職業生活に必要な知識や技能等を身に付けるため、発達段階や障害の状態に応じた系統的なキャリア教育を推進する。

##### ① 国家資格取得等をめざした指導

- 対象校 視覚特別支援学校高等部本科、専攻科
- 内容 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の国家資格
- R4年度合格実績 延べ6人  
(あん摩マッサージ指圧師4人、はり師1人、きゅう師1人)

##### ② 高等部専門学科・コースの指導

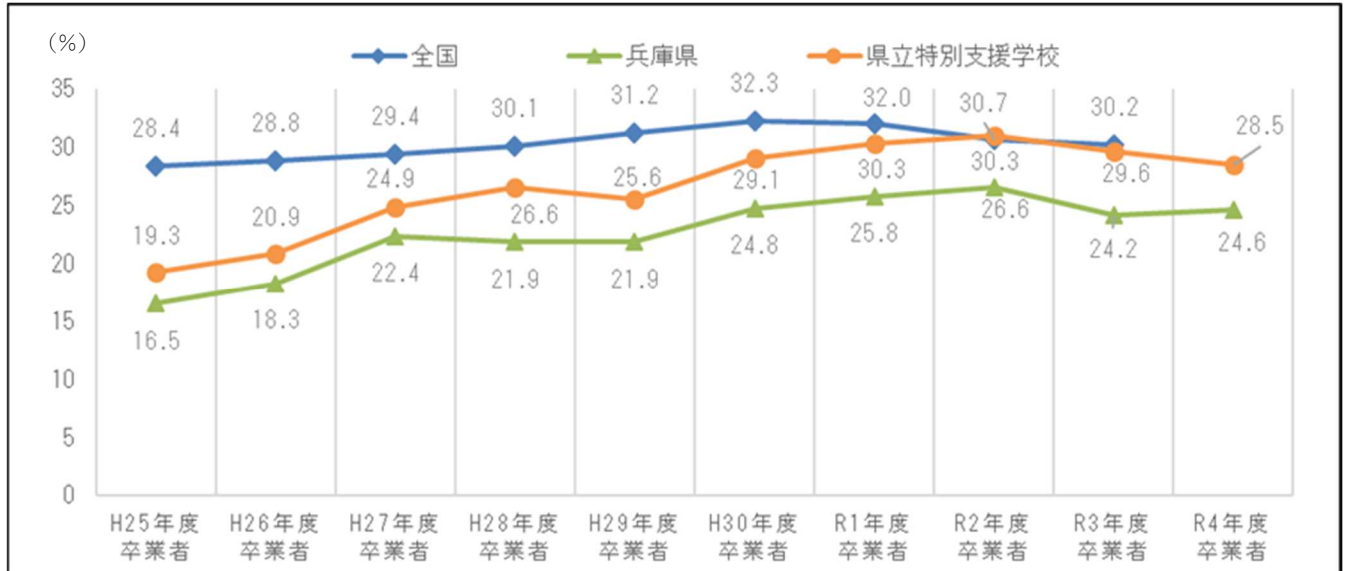
種別	学校名	学科・コース
視覚障害	視覚 本科	保健理療科
	専攻科	保健理療科
	専攻科	理療科
聴覚障害	神戸聴覚 本科	コミュニケーションデザイン科
	専攻科	コミュニケーションデザイン科
	姫路聴覚 本科	工業技術科
	本科	生活デザイン科
	専攻科	生活デザイン科
知的障害	西神戸高等	職業科
	阪神昆陽	職業科
	高等	職業科
	播磨	就業技術科
	阪神 分教室	職業コース
	こやの里 分教室	社会・職業コース
	姫路 分教室	職業コース
肢体不自由	播磨	総合ビジネス科

〔参考〕 県立特別支援学校高等部卒業生の進路状況（R4実績）

卒業生数	進学者		専修学校 訓練校等	就職者	社会福祉施設等 入所・通所者	在宅 その他
	大学	専攻科				
733人	(0.3%) 2人	(0.4%) 3人	(4.6%) 34人	(28.5%) 209人	(62.2%) 456人	(4.0%) 29人

注 下段は人数、上段はその割合を記載

〔参考〕 特別支援学校高等部卒業生の就職率の推移【学校基本調査】



(2) キャリア教育・就労支援推進事業の実施 11,437千円（一部国庫）

特別支援学校高等部卒業生の一般就労率引き上げを目指すため、企業の人事担当者等からの就職に向けた指導助言、実践的・段階的な作業学習・現場実習の拡充、認定資格の開発等、地元企業と連携した取組を推進するとともに、社会のニーズに応じた今後のキャリア教育のあり方を検討する。

① 特別支援学校就職支援推進会議の開催

- 構成 16人（学識経験者、企業・就労支援関係者、保護者等）
- 回数 年1回（2月）
- 内容 ・兵庫県特別支援学校技能検定の取組  
・企業・関係機関等と連携した推進方策 等

② 就職支援コーディネーターの配置

- 配置校 県立阪神特別支援学校分教室  
県立姫路特別支援学校分教室 各1名
- 内容 ・実習先確保、就職先開拓、企業等との連携強化  
・他校への情報発信 等

③ 実践的な職業教育の実施

- 実施校 県立特別支援学校27校  
（中・高等部を設置するすべての県立特別支援学校）
- 内容 ・外部人材等の参画による授業改善  
・就労先で求められる職務内容の実践的・段階的作業学習  
喫茶サービス(接客)、ビルクリーニング(清掃)、  
物流・品出し(商品陳列)、パソコン(事務補助)等  
・指導内容を解説した手引きや動画を活用した指導の標準化



高等部「喫茶サービス」での学び合い  
（こやの里）



中学部校内実習「ステップルの組み立て」  
（上野ヶ原）

#### ④ 兵庫県特別支援学校技能検定の実施

- 実施校 高等部を設置する全県立及び神戸市立特別支援学校
- 実施分野 喫茶サービス（接客）、ビルクリーニング（清掃）  
物流・品出し（商品陳列）、パソコン（事務補助）
- 内 容 ・生徒が実践的・段階的作業学習で身に付けた技能等を審査評価し、公的に証明する認定証（1～10級）を交付
- 検定部門別実施計画

部 門	種目数	月 日	会 場	受検申込者数
喫茶サービス	1	7/27 他6日	芦屋 他6会場	179人
ビルクリーニング	3	7/26 他6日	神戸市立 いぶき明生 他6会場	454人
物流・品出し	1	7/28 他6日	赤穂 他6会場	188人
パソコン	3	学校ごとに設定	各 校	1,064人
合計		21日	21会場（パソコン除く）	1,885人

注 受検申込者数は、延べ人数を記載



喫茶サービス部門



ビルクリーニング部門



物流・品出し部門

#### 〔参考〕 技能検定部門別認定数（R4実績 延べ人数）

部 門	種目数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6～10級	合計
喫茶サービス	1	19	29	51	25	14	10	148
ビルクリーニング	3	16	63	97	103	87	94	460
物流・品出し	1	30	45	45	35	18	5	178
パソコン	3	90	137	109	126	135	316	913
合計		155	274	302	289	254	425	1,699

## II すべての教職員の学びの継続による専門性の向上

チームとしての校内外支援体制を充実させるため、すべての教職員の指導力向上を図るとともに、地域・市町の中核となるエリアコーディネーターを育成する。  
また、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率向上を図る。

### 1 発達障害等に関する指導力の向上

多様な学びの場における特別支援教育の充実及び専門性の向上を図るため、県立特別支援教育センターにおいて、特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の習得に関する研修講座及び障害種別に応じた研修講座を実施する。

(1) すべての教職員のためのインクルーシブ教育システム構築研修の実施 300千円

#### ① 県立特別支援教育センターにおける研修

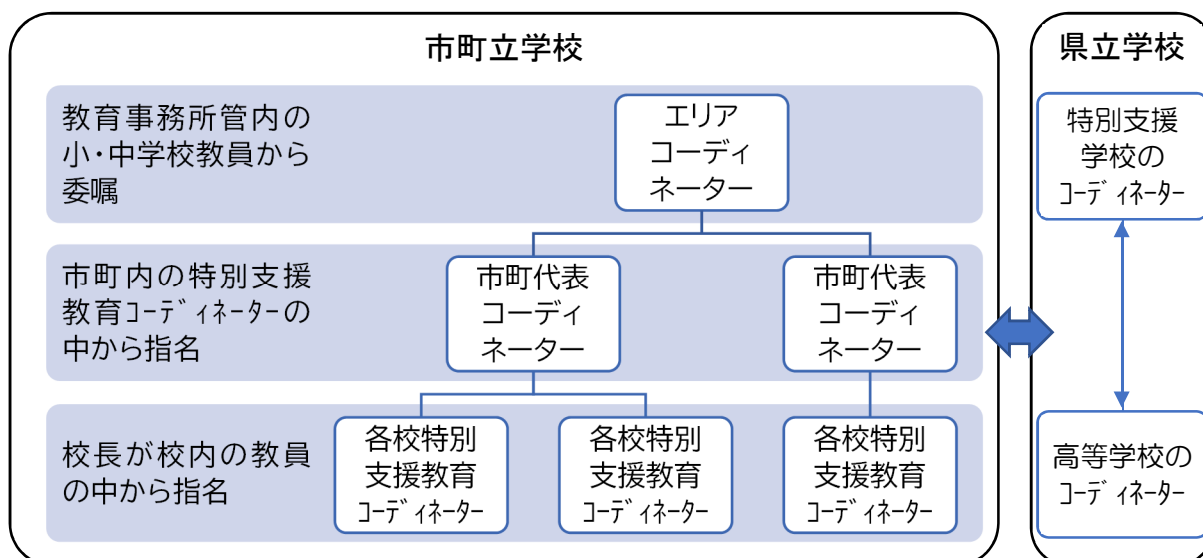
インクルーシブ教育システム構築に向けた国の動向を踏まえ、兵庫県教員資質向上指標に基づき、発達障害を含む障害種別に関する基礎的・専門的事項について研修を実施する。

#### ア 指導力を高める職務研修

講座名		講座数	対象教員等	受講者数
リーダー研修	◆エリアコーディネーター育成講座	1	小中学校の特別支援教育コーディネーター	149人
	◆次世代コーディネーター育成講座	1	高等学校の特別支援教育コーディネーター	159人
		1	特別支援学校の特別支援教育コーディネーター	41人
	◆自立活動リーダー育成講座	1	特別支援学校の特別支援教育コーディネーター	41人
新任特別支援学級担当教員等研修		6	新任特別支援学級担当教員	533人
◆通級指導教室担当教員等研修		3	通級指導教室担当教員	270人
教職経験者研修	◆初任者研修校外研修	14	特別支援学校新規採用教員	82人
	◆教職経験者（2年次）研修	4	特別支援学校採用2年目の教員	86人
	◆教職経験者（3年次）研修	2	特別支援学校採用3年目の教員	84人
	◆中堅教諭等資質向上研修	10	特別支援学校採用11年目の教員	75人
計		43		1,520人

注 講座名に◆を付している研修は悉皆研修を示す。

〔参考〕 特別支援教育コーディネーターの位置づけ



イ 選択研修

講座名	講座数	対象教員等	受講者数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもと歩む保護者の理解</li> <li>・効果的なICT活用（基礎・実践）</li> <li>・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた国語指導 等</li> </ul>	13	幼・小・中・高・特の教職員	843人

※別途、研修の動画配信講座を定員を設けず実施（予定）

ウ その他研修

研修名	回数	対象教員等	参加人数
学校等からの要請に応じた訪問研修（R4実績）	10	公立学校教職員、市町組合教育委員会担当者 等	343人

② チームとしての校園内支援体制充実研修の実施〔管理職〕

すべての管理職が、共生社会の実現に向けリーダーシップが発揮できるよう管理職研修会等を実施する。

研修名	回数	対象教員等	参加人数
地区別学校経営研究協議会（校長）	各1回/年	小・中学校の校長	821人

※対象を「校長」と「教頭」とし、それぞれ隔年で実施（教育事務所単位で実施）

## (2) カウンセリングマインド研修の実施

いじめ等問題行動の各校の個別事案に適切に対応するため、全教職員対象のいじめ等に係る認知能力及びカウンセリング能力の向上を図る研修を実施する。

### ① 全県カウンセリングマインド研修（年1回）

- 対 象 各県立学校1名（いじめ対応チーム構成員等）
- 時 期 6月～8月

### ② 校内カウンセリングマインド研修

- 対 象 全教職員
- 回 数 年1回以上

## 2 専門性確保に向けた取組の推進

特別支援学校等における専門性確保を図るため、学校園の中核となる人材育成や免許状保有率の向上等に取り組む。

### (1) 学校園の中核となる人材育成のための専門性向上研修の充実

特別支援教育の中核となる人材を育成するため、県立特別支援教育センターや独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下、「特総研」という。）等での研修により、高い専門性を持つ学校・地域のリーダーを育成する。

#### ② エリアコーディネーター育成講座の実施【再掲】

#### ③ 特別支援教育に係る教員長期研修派遣事業の実施

特別支援教育に関する専門的知識及び技術を習得させ、指導力と資質向上を図るため、教員を大学、特総研等に派遣する。

- 対 象 公立学校教員で、原則として教職経験年数3年以上概ね50歳未満の者
- 人 数 10人
- 期 間 1年間（特総研は2ヶ月）
- 派 遣 先 京都教育大学、岡山大学、神戸大学大学院、特総研
- 活 用 特別支援学校管理職・特別支援教育コーディネーター・エリアコーディネーター等として配置、校内外研修における研修講師 等

#### ③ 学級経営（特別支援教育）研究会の開催

各教育事務所管内における特別支援教育に係る課題や小・中学校の特別支援学級の経営について協議するため、地域別に学級経営研究会を開催する。

- 対 象 公立小・中学校の特別支援学級担当教員 等
- 時 期 R5年6月～R5年11月
- 会 場 県下6地区（教育事務所ごと）

#### ④ 特別支援学校教務担当者等研究協議会の開催

特別支援学校学習指導要領についての理解を深め、教育課程の編成や実施上の課題等について協議するため、研究協議会を開催する。

- 対 象 特別支援学校の管理職、教員  
市町組合教育委員会担当者 等
- 日 程 令和5年11月8日(水)
- 会 場 のじぎく会館



全体会議「個別の指導計画を活用した障害のある児童生徒の学習評価の考え方」

#### ⑤ 県立校と市立校との人事交流の促進

特別支援教育の中核となる教員養成及び学校としての専門性確保のため、県立特別支援学校と市町立小・中学校の双方向の人事交流を促進する。

- R5年度実施人数 県立特別支援学校から市町立小・中学校へ 3人  
市町立小・中学校から県立特別支援学校へ 19人

#### (2) 特別支援学校教員の当該種別免許状保有率100%に向けた取組等の推進

特別支援学校における教育の専門性を確保するため、特別支援学校教諭等免許状保有率100%に向け取り組む。

- 免許状保有率 87.9% (R4年度) ※全国平均87.2%
- 認定講習の実施
  - ・科 目 7科目 (特別支援教育基礎論、障害児の心理・指導法 等)
  - ・定員総数 690人
- 免許保持者の採用  
特別支援学校教員の募集人員 110人



### Ⅲ 教育環境整備の推進

「県立特別支援学校における教育環境整備方針(令和3年度策定)」等に基づき、特別支援教育の充実に向けた教育環境整備を推進する。

#### 1 学校園や幼児児童生徒の状態に応じた課題等への対応

##### (1) 障害の特性に応じた教育環境の充実

###### ① 特別支援学校医療的サポート推進事業の実施 94,252千円(一部国庫)

日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全かつ安心して学ぶことができるよう、県立学校に医療的ケア指導医を派遣するとともに、看護師を配置する。

- 対象 対象幼児児童生徒が在籍する県立学校18校
- 看護師配置人数 59人
- 内容 たんの吸引、経管栄養、気管切開部の管理、酸素吸入 等

###### ② 看護師等研修の実施

学校で医療的ケアを実施する看護師等について、病院とは異なる環境で他職種と協働するための研修を実施する。

- 対象 県立学校に配置する看護師、養護教諭、管理職 等
- 回数 年2回(7/24、12月)
- 内容 ・学校に勤務する看護師の役割  
・学校における医療的ケアへの対応 等

###### ③ 障害に応じたICTの効果的な活用【再掲】

##### (2) 学校や地域の実情等に応じた課題への適切な対応

###### ① スクールカウンセラー等外部専門家の配置 7,115千円

特別支援学校の児童生徒の心理的な問題を解決するため、スクールカウンセラー等を配置するとともに、教職員を対象とするカウンセリングマインド研修(校内研修)を実施する。

- 対象校 小・中・高等部を設置する県立特別支援学校 27校  
(こばと聴覚を除く)
- 派遣回数 高等特別支援学校4校：年間22回  
それ以外の特別支援学校：年間14回
- カウンセリングマインド研修【再掲】

## ② スクールロイヤーの配置

県立学校に寄せられる様々な要望・問題に対し、直接スクールロイヤーから法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援する。

- 回数 週1回
- 内容 ・教育委員会、学校における日常的な法律相談  
・重大事案・事故等発生時における指導・助言 等

## ③ 高等学校における特別な支援を必要とする生徒支援対策の実施 13,570千円

教育上特別な支援を必要とする生徒に対して、障害による困難を克服するための教育環境を整備するため、学校生活で支援が必要な生徒が在籍する県立高等学校に支援員を配置し、学校生活や学習活動を支援する。

- 配置人数 9人
- 内容 ・学校生活支援員 7人(7校)  
・学習活動自立支援員 2人(2校)

## 2 地域の実情に応じた特別支援学校の整備等の推進

### (1) 阪神地域における知的障害特別支援学校狭隘化対策

#### ① むこがわ特別支援学校の整備 2,345,706千円(一部国庫)

- 設置場所 西宮市田近野町(旧尼崎市立尼崎養護学校)
- 開校(設)時期 R4年4月(小・中学部)、R6年4月(高等部)  
R8年4月(聴覚部門)
- 障害種別 知的障害(小・中・高等部)、聴覚障害(保育相談部、幼稚部)
- 児童生徒数(予定) 知的障害 240人、聴覚障害 42人
- 通学区域 知的障害(西宮市南東部)、聴覚障害(県下全域)
- 総事業費 約72億円
- スケジュール  
R4年度 小・中学部開設  
R4～6年度(新校舎建築工事)  
R6年度 高等部開設  
R7年度(知的部門新校舎供用開始)  
(既存校舎解体撤去、グラウンド等整備)  
R8年度 聴覚部門開設、全面供用開始



校舎完成イメージ図

② 阪神北地域新設特別支援学校（仮称）の整備

1,349,944千円（一部国庫）

- 設置場所 川西市丸山台
- 開校時期 R6年4月
- 校名 川西カリヨンの丘特別支援学校
- 障害種別 知的障害（小・中・高等部）
- 児童生徒数(予定) 120人
- 通学区域 川西市、猪名川町
- 総事業費 約34億円
- スケジュール R4～5年度 建築工事等



校舎完成イメージ図

(2) **新** 東播磨地域の知的障害特別支援学校狭隘化対策

441,486千円

東播磨地域における在籍児童生徒数の増加を見据え、3校の整備による狭隘化対策を実施する。

① いなみ野特別支援学校の建替：219,504千円

- 所在地 加古郡稲美町国安
- 整備内容 既存校舎を解体し、新校舎に建替（R9年度供用開始）
- 児童生徒数(予定) 350人（現行252人）
- 総事業費 約73億円
- スケジュール R5～6年度 設計  
R6～9年度 現校舎解体・建替工事、仮設校舎設置

② 市立学校施設活用による新設：140,483千円

- 所在地 加古川市平荘町山角  
(加古川市立平荘小学校跡地を活用(R6年3月閉校))
- 開校時期 R8年4月
- 障害種別等 知的障害（小・中・高等部）
- 児童生徒数(予定) 170人
- 整備内容 既存校舎の改修（R8年度供用開始）  
校舎を増築（R9年度供用開始）
- 総事業費 約35億円
- スケジュール R5～6年度 設計  
R7～8年度 既存校舎改修工事、校舎増築工事

③ 東はりま特別支援学校校舎の増築：81,499千円

- 所在地 加古郡播磨町北古田
- 整備内容 校舎を増築（R7年9月供用開始）
- 児童生徒数(予定) 330人（現行204人）
- 総事業費 約10億円
- スケジュール R5年度 設計、R6～7年度 校舎増築工事

(3) **新** 但馬地域における特別支援学校の発展的統合

121,726千円

特別支援教育第三次推進計画に基づく縦横連携を推進し、幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した、より質の高い教育を実現できるよう、豊岡特別支援学校と出石特別支援学校を発展的に統合する。

- 設置場所 豊岡市九日町上町
- 開校時期 R9年4月
- 障害種別 知的障害（小・中・高等部）  
聴覚障害（保育相談・幼・小・中・高等部）※下線は新設
- 児童生徒数(予定) 90人
- 総事業費 約44億円
- スケジュール R5～6年度 設計  
R6～8年度 建築工事等

## 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）

### I 関係機関との連携による支援の充実

特別な支援を必要とする障害のある幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校との連携によるエリアコーディネーターを核とした支援体制の強化や、市町組合教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連携を深める。

#### 1 教育機関との連携

##### (1) 校園内支援体制の強化等に資するセンター的機能の充実

障害のある幼児児童生徒が必要とする支援の多様化に対応するとともに、小・中学校等が主体的に判断・解決できる学校解決力を高めるため、特別支援学校を核とした連携を強化し、特別支援学校のセンター的機能の充実に取り組む。

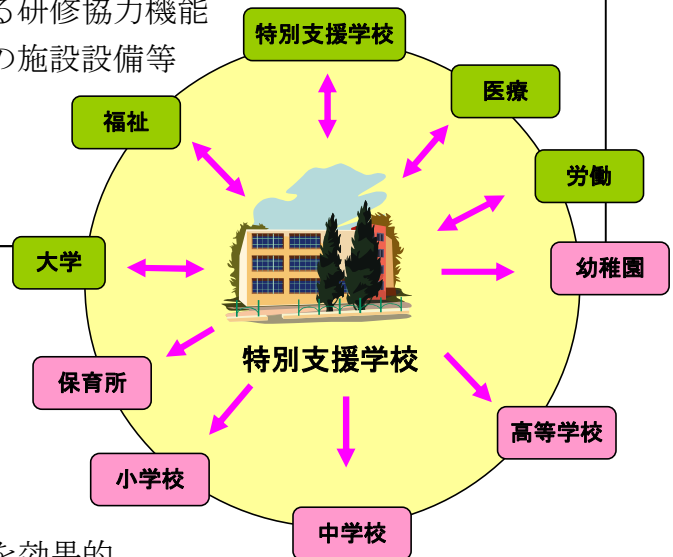
##### 特別支援学校のセンター的機能

###### (1) 機能

- ・ 小・中学校等の教員への支援機能
- ・ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ・ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ・ 保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連絡・調整機能
- ・ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ・ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

###### (2) 相談件数

延べ11,193件（R4実績）



##### ① 「支援マップ」の活用

特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割を地域別、機能別に示した「支援マップ」を活用する。

## ② 特別支援学校ネットワーク連絡会議の開催

異なる障害種別の特別支援学校間の連携を図り、専門性を相互に生かしあうことにより、障害のある幼児児童生徒の多様な支援に対応するため、地域ごとにネットワーク会議を開催する。

- 対 象 特別支援学校の特別支援教育コーディネーター（教育事務所単位）
- 内 容 ・ 地域ニーズを踏まえた効果的な支援の在り方についての協議  
・ 地域支援ネットワークづくりのための体制整備と連絡調整  
・ 関係機関等との連携による支援及び相談体制の整備

## ③ **新** 特別支援教育センターの機能強化

令和5年4月1日に県立特別支援教育センター(神戸市中央区)を県立教育研修所(加東市)に移転し、連携することで研修機能を強化するとともに、一体的な研修体制の構築を図る。

### ア 研修機能の強化

県立教育研修所と研修体系や内容を一体的に企画運営  
県立教育研修所のICT環境を活用した研修の実施

### イ 教育相談体制の充実

障害のある幼児児童生徒に対して、適切な情報提供や指導助言を行うため、教育相談を実施する。

- 相 談 員 16人（専門分野：児童精神科3人、小児科3人、教育学3人、教育心理学5人、心理学2人）、心理判定員1人、
- 内 容 ・ 就学等に関する情報提供、指導助言、発達検査の実施  
・ LD、ADHD等に関する相談・支援 等
- 相談方法 面談・電話
- 相談場所 県立特別支援教育センター
- 相談件数 167件（R4実績）
- そ の 他 ひょうご発達障害者支援センター及び県立こども発達支援センター等との連携
- 新たな取組 オンラインによる教育相談の実施、学校と連携した出前教育相談の実施

### ウ 学校への「ひょうご専門家チーム」の派遣

- 構 成 LD、ADHD等に関する専門知識を有する教育・医療・心理関係者
- 派遣件数 6件（R4実績）
- 派遣内容 困難事例について、学校園及び市町組合教育委員会から要請により、専門家チームを派遣し教員等へ指導助言

## (2) エリアコーディネーターを核とした支援体制の構築

### ① インクルーシブ教育システム構築に向けた市町支援

障害のある児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立ち、適切な就学先決定や合理的配慮を行うため、教育事務所による市町への指導・助言等の支援を行う。

#### ア 広域特別支援連携協議会の開催

- 構成 27人（学識経験者、関係機関、教育関係者 等）
- 日程 令和6年2月（予定）
- 内容 関係機関の連携による切れ目ない相談・支援体制づくり

#### イ 学校問題サポートチームの設置

複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のリーダーシップのもと、効果的・機動的な支援を行う「学校問題サポートチーム」を設置する。

- 配置場所 教育事務所（6ヶ所）
- 構成 チームリーダー、学校支援専門員、スクールカウンセラー（臨床心理士等）、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー 等

#### ウ エリアコーディネーターの委嘱

小・中学校の通常の学級における、学級づくりや校内資源の活用方策を含めた校内支援体制への助言を行うため、専門性の高い小・中学校教員にエリアコーディネーターを委嘱する。

- 委嘱人数 12人（小・中学校教員の中から事務所ごとに委嘱）
- 内容 ・通常の学級における学級・授業・環境づくりへの助言  
・校内資源の活用方策を含めた校内支援体制への助言 等

#### エ エリアコーディネーター育成研修の実施【再掲】

## 2 保健・福祉機関との連携

### (1) 就学前からの教育相談・支援による適切な就学の推進

#### ① 市町教育相談等連絡協議会の開催

障害のある児童生徒の特性に応じた、市町における就学前からの教育相談・支援体制の充実に向けた支援を行う。

- 構成 市町組合教育委員会特別支援教育担当者、教育事務所特別支援教育担当者及び学校支援専門員
- 実施日 令和5年4月28日（金）
- 会場 兵庫県学校厚生会館
- 内容 特別支援学級担当教員や通級指導担当教員等の指導力向上等に関する協議及び実践発表 等

## (2) 一貫した切れ目ない相談・支援体制の構築

地域で切れ目なく支援を受けられるよう、個別の教育支援計画について、保護者や保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連携を推進する。

### ① 特別支援連携協議会の設置

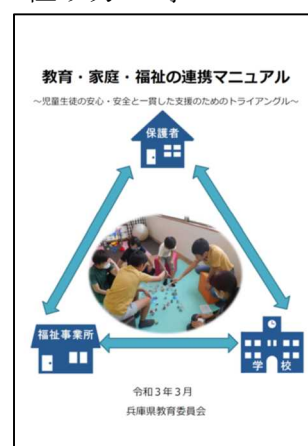
保健・福祉・医療・労働等の関係機関と連携し、乳幼児期からの一貫した支援体制を構築するため、特別支援連携協議会を設置する。

- 会 議 ・ 広域特別支援連携協議会（県） 年1回【再掲】
  - ・ 地域特別支援連携協議会（各教育事務所） 年1～2回
  - ・ 市町特別支援連携協議会（各市町） 年1～2回
- 内 容 ・ サポートファイル及び個別の教育支援計画の活用
  - ・ 支援の主体が替わる就学移行期の引継ぎの在り方 等

### ② 教育・家庭・福祉との連携の推進

「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」を活用し、学校と放課後等デイサービス事業所等との連携など、学校・家庭・福祉における一貫した支援を組織的・継続的に推進する。

- 内 容 ・ 連携マニュアルの周知及び積極的活用の推進
  - ・ 理解啓発動画の配信



教育・家庭・福祉の  
連携マニュアル（R3.3）

## 3 医療機関との連携

医療技術の進歩により、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が増加するとともに、高度医療を必要とする幼児児童生徒も通学が可能となっていることから、小児医療や在宅医療等の知見を活用した医療的ケアの安全・安心な実施体制を整備する。

### (1) 兵庫県医療的ケア運営協議会の開催

兵庫県内の学校における医療的ケアの実施体制の充実や実施上必要な事項を協議するため、運営協議会を設置する。

- 構 成 学識経験者、教育・医療・行政関係者、保護者代表等
- 回 数 年3回（7/6、11月、3月）
- 内 容 ・ 関係機関と連携した医療的ケア実施体制の充実
  - ・ 医療的ケア児支援法を踏まえたガイドラインの改訂



「学校における医療的ケア」  
リーフレット（R3.2）



#### 4 労働機関との連携

障害のある生徒等が、将来の進路を主体的に選択できるよう、企業やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携した相談・支援体制の整備及び企業や保護者等への理解促進に取り組む。

##### (1) 特別支援学校就職支援推進会議の開催【再掲】

##### (2) 就職支援コーディネーターの配置【再掲】

##### (3) 企業関係者等への理解促進

企業等への理解啓発とともに、生徒の多様なニーズにマッチする就業体験先の開拓に取り組む。

###### ○ 内 容

- ・技能検定や企業内実習の協力依頼に関するリーフレットを県経営者協会等に配布
- ・全国障害者雇用協会や中小企業家同友会等と連携した企業説明会や学校見学会を開催



技能検定リーフレット



企業内実習協力依頼リーフレット

#### 5 地域住民との連携

障害のある幼児児童生徒が卒業後も地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域との連携・協働を進め、特別支援教育の理解促進に取り組む。

## II 特別支援教育に関する理解啓発

共生社会の実現を目指して、特別支援教育に関する理解啓発を推進する。

### 1 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる取組の推進

#### (1) みんなのアート展（兵庫県特別支援学校等作品展）の開催

県内の特別支援学校の幼児児童生徒が、多彩な才能を発揮する機会とするとともに、県民に特別支援教育への理解啓発を促進するため、作品展を開催する。

○ 会 期 12/6～12/10

○ 会 場 県立美術館ギャラリー棟

○ R4実績

- ・ 出品点数 2,299点（絵画、彫刻、陶芸、書道、工芸等）
- ・ 来場者数 1,058人



R4年度 みんなのアート展会場（県立美術館ギャラリー棟）



兵庫県知事賞「わとくの巨人」

#### (2) 青空市場（県立特別支援学校高等部作品展）の開催

作業学習で生徒が作成した作品を販売する活動を通して、生徒の就労へ向かう意欲を高めるとともに、特別支援学校における職業教育について、県民への理解促進を図るため、販売会を開催する。

○ 日 程 令和5年11月3日（金・祝日）

○ 会 場 しあわせの村

○ R4実績

- ・ 参加校数 県立特別支援学校9校
- ・ 来場者数 約1,400人



R4年度 青空市場（県立特別支援学校高等部作品展）

### (3) 「ひょうご障害者の生涯学習」連携コンソーシアムの開催

障害者の生涯学習支援について、関係機関が連携コンソーシアムを開催することにより、障害者の生涯学習を支える持続的・総合的なネットワークの構築を目指す。

- 構成 大学、特別支援学校、社会福祉法人、民間企業、障害者の生涯学習の機会を提供する団体等
- 回数 年2回
- 内容 障害者の生涯学習の支援に関すること

**学校で学び合い 地域で学び合い 生涯学びつづける**

～誰もが、障害の有無にかかわらず 共に学び、共に生きる 共生社会の実現に向けて～

兵庫県では、障害のあるなしに関わらず、誰もが共に学び続けることのできる共生社会の実現をめざしています。  
障害のある方がそれぞれのライフステージで希望を持って学び続けることができるよう、教育、福祉等の関係者がスクラムを組みます。このような取組に、ご協力ください。

**学校で学び合う**  
同年代の友だちとの学校間の交流、居住地の友だちと居住地区校交流等をおこなって、学び合います。

**地域で学び合う**  
地域の方の出前授業や地域の夏祭り・秋祭りなど各種のイベントでの交流等をおこなって、学び合います。

**生涯学びつづける**  
学校卒業後も障害のある方が生涯を通じて学び続けられる社会を目指すことで、障害のある方の社会参加・活躍を推進します。

**リーフレットの構成**

- P.4 ① 学校での学び
- P.7 ② 学校の外での学び
- P.10 ③ 共に生きる社会に関するQ&A
- P.11 ④ 関係者のネットワーク
- P.12 ⑤ 相談機関等一覧

**学校で学び合う** 交流及び共同学習（高等学校）

**地域で学び合う** 青い鳥学級生と小学生の交流

**生涯学びつづける** 書道パフォーマンス

**兵庫がめざす 特別支援教育と障害者の生涯学習**

すべての子どもが認め合い、安心して学べる環境

すべての学校において、すべての幼児児童生徒が、互いを認め合い、持てる力を十分発揮し、自己実現に向けて集団の中で安心して学ぶことができる。

幼児児童生徒に応じた合理的配慮の提供

障害のある幼児児童生徒が、個別的教育支援計画等の引継ぎにより適切な合理的配慮が提供され、学習することができる。

**縦の連携**

切れ目ない一貫した支援

学校における支援の効果をより高めるため、障害のある幼児児童生徒が、保護者や保健・福祉、医療、労働等の関係機関との連携による、切れ目ない一貫した支援を受けることができる。

**横の連携**

生涯を通じた学びの充実

障害のある方の学習機会の充実

障害者権利条約の批准等を踏まえ、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び合える学習機会を提供するため、関係機関や団体との連携を図る。

取り組み方策

障害のある方の生涯学習を支える持続的・総合的なネットワークを形成しモデル化していく。

↓

障害のある方が様々な学びの機会に参加できる場を創り、広え、広げていく。

↓

- ・各地域で障害のある方の社会参加と活躍を推進する。
- ・各地域における支援人材の増加と障害への理解を推進する。
- ・障害のあるなしにかかわらず暮らしやすい共生社会の実現をめざす。

リーフレット「学校で学び合い 地域で学び合い 生涯学びつづける  
～誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、共に生きる共生社会の実現に向けて～」 (R3. 3)

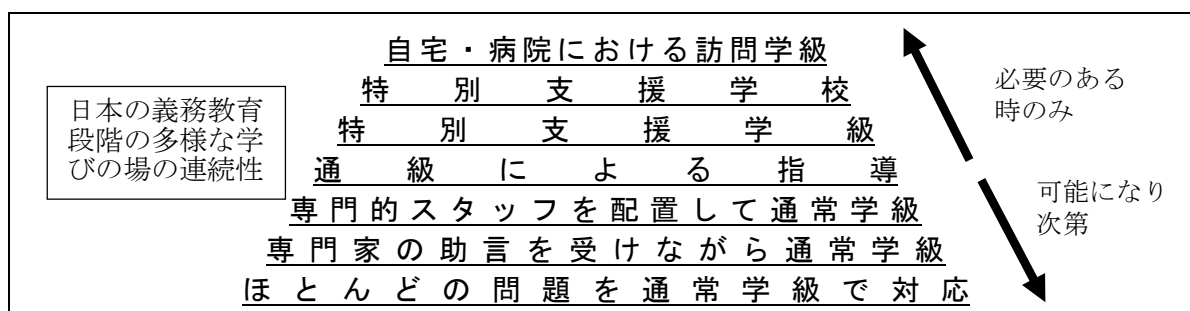
## 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築の動き

我が国は、国連総会において採択（平成18年12月）された「障害者の権利に関する条約」の批准し、同条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、国内法の整備を進めている。

### ※インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。

そこでは、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。



### （法整備の状況）

#### ○ 障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供

平成25年6月 障害者差別解消法制定（平成28年4月施行）

平成28年3月 県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領策定

令和4年6月 事業者に対して合理的配慮提供の法的義務を課すなどの改正公布

令和4年9月 国連障害者権利委員会から日本政府への勧告

#### 「合理的配慮」の提供にあたって

・障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられるよう、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、発達段階を考慮しつつ、意思の表明等に基づく、合意形成を図ったうえで提供される。

#### ○ 特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成

平成28年6月 発達障害者支援法一部改正（平成28年8月施行）

平成29年3月 学習指導要領（小・中学校）公示（令和元年4月小学校、令和2年4月中学校実施）

平成30年3月 学習指導要領（高等学校）公示（令和4年4月より学年進行で実施）

○ 高等学校における通級による指導の制度化

平成28年12月 学校教育法施行規則一部改正（平成30年4月施行）

○ 家庭と教育と福祉の一層の連携推進

平成30年3月 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

平成30年8月 学校教育法施行規則一部改正（保護者や医療、福祉、保健、労働等関係者と連携した個別の教育支援計画作成に関する規定を追加）

○ 学校における医療的ケアの今後の対応

平成31年2月 学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ

- ・総括的な管理体制構築のための医療的ケア運営協議会設置
- ・重要事項に関するガイドライン策定

○ 医療的ケア児及びその家族が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現

令和3年6月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律制定（9/18施行）

- ・医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援の実施
- ・医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携による切れ目ない支援の実施

○ 難聴児本人及びその家族に対する早期支援実施のための方策

令和元年6月 厚労省と文科省による「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」

令和4年2月 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針策定

- ・難聴児の早期支援を促進するため、保健、医療、福祉及び教育の相互の垣根を排除し、新生児期から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を、各都道府県それぞれの実態を踏まえて整備

○ 連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備の着実な推進

令和3年1月 中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」

- ・障害のある子どもの学びの場の整備・連携強化
- ・特別支援教育を担う教師の専門性向上
- ・関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実の推進

○ 障害のある子どもの学校や学びの場の適切な選択

令和3年6月 文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」改訂

令和4年4月 文部科学省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」

## 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の関係法令等

### ○ 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

**第72条** **特別支援学校**は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

**第74条** **特別支援学校**においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

**第81条** **幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校**においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

※ この条文が、特別支援教育はすべての学校園において行われることの根拠規定となっている。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、**特別支援学級**を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

### ○ 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）

**第140条** **小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校**において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、（略）特別の教育課程によることができる。

- 1 言語障害者
- 2 自閉症者
- 3 情緒障害者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 学習障害者
- 7 注意欠陥多動性障害者
- 8 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

※ この条文が、**通級による指導**の根拠規定となっている。

【県立特別支援学校における教育環境整備方針(R4.2)】

障害種別ごとの取組の方向

障害種別	県立校数	在籍者数	取組の方向
視覚	1校	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流</li> <li>・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討</li> </ul>
聴覚	5校	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚特別支援学校の聴覚支援センター活用の充実 →保健医療福祉と連携したワンストップ支援体制 関係機関との連携を強化（外部人材）</li> <li>◎むこがわ特別の整備 （阪神地域の聴覚障害教育の拠点校として整備）</li> <li>◎豊岡聴覚と出石特別の統合を検討 （但馬地域の聴覚障害教育の拠点校として機能強化）</li> <li>・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流</li> </ul>
知的	23校	地域により増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎むこがわ特別の整備（再掲）（芦屋特別の狭隘化解消）</li> <li>◎阪神北地域新設の整備（こやの里特別の狭隘化解消）</li> <li>◎いなみ野及び東はりまの対応の検討 （地元市町と連携し、統廃合校の施設活用等を含め整備手法を検討）</li> <li>◎出石特別と豊岡聴覚の統合を検討（再掲） （小～高等部までの知的障害教育の一貫した支援体制の充実 等）</li> <li>・障害児入所施設隣接校の対応 （在籍者数の増減ある学校は、今後の動向を注視し対応を検討）</li> <li>・高等特別と上野ヶ原の効果的な施設活用の検討 （同一敷地内にあり、施設共用等教育充実のため効果的な活用方法を検討）</li> </ul>
肢体	4校 (知肢併置)	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○播磨特別職業科を総合ビジネス科に学科改編（R4～）済</li> <li>・理学療法士、作業療法士等、専門家との連携を強化（外部人材の活用）</li> <li>・知的障害特別支援学校在籍児童生徒も含め、高度な医療的ケアへの対応</li> <li>・のじぎく特別わかあゆ分教室の閉室を検討 対象児童生徒は、のじぎく特別本校あるいは近隣校で就学受入れ</li> <li>・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、地域の実情等も踏まえ、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討</li> </ul>
病弱	1校 (院内2)	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○のじぎく特別に病弱部門(県立リハビリテーション中央病院内)の設置を検討 (施設近隣校に病弱部門を設置することにより、専門性のある教職員を確保)</li> <li>・上野ヶ原と高等特別との効果的な施設活用の検討（再掲）</li> </ul>